

マンション管理適正化支援法人登録制度の運用開始について

1 要旨・目的

令和7年5月に一部改正された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（令和7年11月28日施行、以下「法」という。）に基づき、県において令和8年4月1日からマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録制度を運用開始する。

2 現状・背景

本県では、令和4年に広島県マンション管理適正化推進指針を策定し、マンション管理計画の認定やマンションの管理組合等に対する助言・指導など、市町と連携してマンション管理の適正化に取り組んでいる。

法改正にあたり、地方公共団体の取組の充実を図るため、管理組合等からの相談対応や区分所有者との合意形成等の支援を適正に行う民間団体を、町の区域内にあっては県、市の区域内にあっては当該市が支援法人を登録できることとされている。

3 概要

(1) 登録対象者

一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、民間会社

(2) 実施内容

登録制度の概要を周知するとともに、次の基準に適合する民間団体を支援法人として登録・公表することにより、民間団体が公的立場から活動できる環境を整える。

ア 管理支援業務の実施に関する計画が適正なものである

イ 支援業務計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的基礎を有する

ウ 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置が講じられている 等

(3) スケジュール

本日13時から県ホームページで登録制度について周知し、4月1日から運用を開始する。

＜県ホームページリンク＞

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/mankanshienhoujin.html>



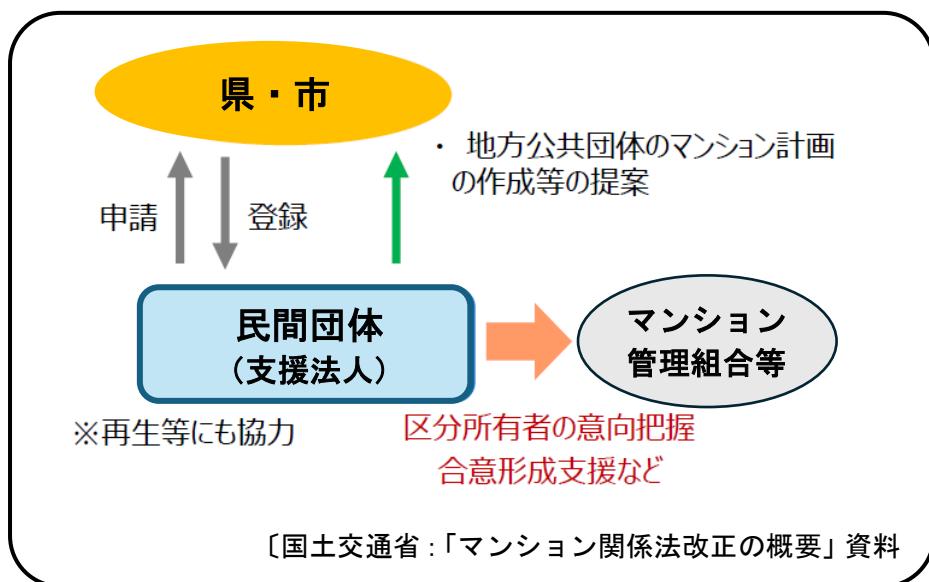
(4) 予算

—

4 参考

広島市、呉市、福山市、尾道市、廿日市市については、令和8年4月1日から登録制度の運用開始を検討している。

【参考】支援法人の登録制度のイメージ



【参考】県内のマンション棟数

所 在 地	棟 数
県所管分 (町域)	府中町
	海田町
	熊野町
	坂町
	117 棟
広島市	2,113 棟
呉市	186 棟
福山市	129 棟
廿日市市	63 棟
東広島市	51 棟
尾道市	42 棟
三原市	28 棟
大竹市	6 棟
府中市	4 棟
竹原市	3 棟
三次市	3 棟
合 計	2,745 棟

※棟数についてはR7.11時点であり、マンションのない市町は記載していない。

※この法において定義するマンションとは、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び附属施設等をいう。